

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

【独立行政法人国立印刷局】  
様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
一般社団法人 日本知的財産協会	4010005022274	年会費	250,000	・半期 125,000	平成31年4月26日 令和元年10月10日	当該法人は、知的財産に関する諸制度の調査研究等を行っており、当法人が知的財産力強化にあたり、実践的かつ専門的な情報を機関誌、研修等の場を通じて得ることが有益であるため。	—	—
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	・1名 100,000 ・以降1名60,000	令和元年5月20日	当該法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、当法人が監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが有益であるため。	公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	参加料	255,000		令和元年11月20日		公社	国認定

※ 本件の公表は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日 行政改革実行本部決定)に基づく令和元年度第3四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。